



この省令は、再生資源の利用の促進に関する法律の施行の日（平成三年十月二十五日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日国土交通省令第五号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年九月二日国土交通省令第六号）

（施行期日）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定及び第二条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めた省令の規定は、この省令の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業者について、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

第一条 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定（第六条第三項の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の建設

業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業者について適用し、同日前に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業者については、な

別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫、工作物の埋め戻し材及びこれらに準ずるもの）を料

土木構造物の裏込材

理路盤材料

再生セメント安定処理路盤材料

再生石灰安定処理路盤材料

材料

第一種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）を料	道路盛土材料
土木構造物の裏込材	宅地造成用材料
河川築堤材料	河川築堤材料
第三種建設発生土（通常の土木構造物の裏込材及びこれに準ずるもの）をい	第三種建設発生土（通常の土木構造物の裏込材及びこれに準ずるもの）をい
う。）	う。）
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの）をい	第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの）をい
三種建設発生土を除く。）	三種建設発生土を除く。）
第五種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の下層及びこれに準ずるもの）をい	第五種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の下層及びこれに準ずるもの）をい
う。）	う。）
第六種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の上層及びこれに準ずるもの）をい	第六種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の上層及びこれに準ずるもの）をい
う。）	う。）
第七種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の表層及びこれに準ずるもの）をい	第七種建設発生土（道路舗装及びその他舗装の表層及びこれに準ずるもの）をい
う。）	う。）
第八種建設発生土（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をい	第八種建設発生土（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をい
う。）	う。）

二 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。
別表第四（第六条関係）
再生加熱アスファルト道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
安定処理混合物の上層路盤材料

備考 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。